

水旱被災地における災害対応

- 近世・近代の茨木市域の事例 -

高橋 伸拓

1. はじめに

水旱とは、洪水と旱魃のことである。史料上、茨木市域は、洪水と旱魃の両方の被災を受けた場所（「水旱魃両難」「水旱両患」等）が確認できる。

近年、近世災害史の研究が進められる中で、水害や飢饉の研究が進んでいないという（岡崎2020）。飢饉の一要因は、旱魃が考えられ、災害史としての旱魃の研究も進んでいないといえる。畿内近国では、土砂留制度や畿内国役普請制度が検討され、水害の原因である土砂流出への対応について広域支配の点から検討されてきた（水本1987・1993、村田1995等）。今後は、上記の研究を踏まえて、個別領主レベルでの災害対応も研究を進めることで、畿内近国の災害史の体系化が進むものと考えられる。茨木市域については、『新修神安水利史史料』は水旱損状況の項目を設けて、関係史料を掲載している（服部1981）。『新修茨木市史』は近世・近代ともに水旱の被災地があったことを取り上げている（茨木市史編さん委員会2009・2011・2016a・b）。しかし、どの範囲が水旱被災地であったのか。また、洪水と旱魃の両方の被害を受けた地域で、いかに災害に対応していたのかはまとめられていない。

そこで、本稿では、近世から近代まで続いた茨木市域における水旱被災について、被災地の範囲と災害対応を検討し、災害史研究の一助としたい。

2. 茨木市域の水旱被災地の把握と特徴

ここでは、まず、近世・近代の茨木市域の水旱被災を受けていた村を確認する。巻末の【表1】は、「村明細帳」等に水旱被災を記した村とその史料の年代を一覧化したものである。

近世は、管見の限りでは、享保6年（1721年）から確認でき、水尾村、橋之内村、内瀬村、鮎川村、馬場村、奈良村、上野村、東蔵垣内村、沢良宜浜村、茨木村が水旱被災地であった。近代は、鮎川村、橋之内村、水尾村、中城村が確認できる。

次に、水旱被災地の特徴をみると、東蔵垣内村を除いて、茨木川・安威川の近隣に位置したことが指摘できる。

3. 近世の水旱被災地の災害対応

それでは、近世の茨木市域の村々が水旱にいかに対応していたのかを検討する。

i 引高・破免・毛替

安永10年（1781年）2月、水尾村の村役人が「水旱損之場所」であることから、定免の免除と引高を領主である古河藩の役人へ願っている。水尾村は毎年、水害・旱魃が多少にかかわらず、起こっていることから上記の願いを出したのである（【表1】No.8）。引高とは、天災等の事情によって年貢納入が不可能となった地の高のことで、高内引と称して村高から引いて年貢を軽減した（日本大辞典刊行会1998c・d）。

橋之内村は、定免場であるが、旱魃の際には破免検見を領主の御三卿田安家へ願っていた（【表1】No.16）。破免とは、風水害などによる凶作の年に限って定免（過去の収穫高を平均して税額を定める徴税法）を破棄し、その年の収穫高に見合う年貢率を定めたことをいう（日本大辞典刊行会1998b・d）。

さらに、稗への毛替の事例がみられる。文政5年（1822年）6月、水尾村西組・東組の村役人が同年5月の洪水で稲が水腐になったため、夫食（食糧）の手当てとして稗への毛替を地方役所へ願っている。毛替とは畑に作るべき作物を田で作ることで、幕府は稲を作る田へ収益性の低い粟、稗などの畑作物の栽培を年貢の減収につながるため禁止していた（日本大辞典刊行会1998a）。しかし、文政5年7月の水尾村西株の願書を見ると、古河藩の役所が稗への毛替を許可しており（【表1】No.10）、洪水の被害が大きかったことが分かり、結果として年貢の減免につながったといえる。

以上のように、水旱被災への対応として、村の願いを受けて、領主は年貢の減免を行い、田での稗の作付を夫食として許可していたのである。

ii 氏神への雨乞い

旱魃時の対応としては、氏神への雨乞いがみられる。水尾村では、上記の文政5年5月の洪水後の同年6月下旬から旱魃となり、田地が傷んだため氏神での雨乞いについて同年7月20日

から7日間実施することを願ひ出ている（【表1】No. 10）。翌年の5月上旬にも旱魃のため、同年6月6日から7日間の雨乞いを古河藩の地方役所へ願っている（【表1】No. 11）。

島下郡内の田安家領内瀬村等12か村は、安政2年（1855年）7月に旱魃のため不作であることを田安家の長柄役所へ届け出ており、村々で氏神へ雨乞いを行ったとする（【表1】No. 15）。

茨木村は、天保14年（1843年）の村明細帳で、旱魃の際に氏神へ雨乞いを行っていることを記している。雨乞いの方法は、領主に届け出て、7日一回りと決めて昼夜祈願をするもので、町々を7組に割って当番の組合町を定め、一昼夜中1組で家ごとに総出で太鼓を持参して社内で雨乞いをするという（【表1】No. 14）。旱魃の際には領主へ届けを出して、雨乞いを行っていたのである。

iii 貫水・井戸水・番水

それでは、実際の水不足をどのように補っていたのか。文政6年8月の水尾村両組が古河藩の地方役所に提出した口上によると、旱魃の時に雨乞いをし、さらに、上郷（上流）の村々から貫水などをしたとする。しかし、これでは行き届かないため、難渋していたとする（【表1】No. 11）。

また、橋之内村でも旱魃の時は用水がないため、西河原村から貫水をしているとする。または井戸水を昼夜にわたって掻き出して田地を養っているとする（【表1】No. 16）。鮎川村は、井戸を掘って田地を養っているが、井戸が足りず、さらに金気の水で、この水をかけると立毛が痛むため早損している（「井戸を堀（掘）置養イ候得共、悉ハ井茂無御座、其上かなけ水ニ而度々かけ候ハ還（却）而立毛痛申候ニ付、早損仕候」）とする（【表1】No. 2）。井戸水は水質に問題があったことが分かる。

茨木村は、用水がなく、西河原村から貫水をし、旱魃の時は富田村用水樋まで茨木村から瀬掘りをし、番水（順番に従って引水）を定めているという。隣村の戸伏村と「五歩一（番）」と称して、五日五夜の内、四日四夜を茨木村が水を引き取り、一日一夜は戸伏村が水を引き取るというものであった（【表1】No. 14）。こうして、近隣の村からの貫水や、井戸水、番水といった方法で水不足を補っていたのである。なお、付け加えるならば、溜池によって水を確保していたことも旱魃への対応

という点で看過できない（【表1】No. 9）。

iv 災害時の費用負担

水旱の対応にあたっては、多くの費用を要したが、どのようなことに費用が生じ、どのようにして費用を負担したのかを次に検討する。

水害について、橋之内村は、洪水の時に堤が崩れた所や切れた箇所は隣村から加勢を受けて互いに助け合っているという。また、堤が急に破れた時は役所から入用が支給されるが、川除縄・俵・杭木・竹木・人足賃は村で賄う（「村賄」）ことにしているという（【表1】No. 16）。このように、堤の修繕の費用は領主・村で負担していた。また、茨木村は、毎年の堤手入れの普請入用銀等は、同村と下郷（下流）組合の村々で割り合って、費用を出していたとする（【表1】No. 14）。このように組合による負担もみられる。

旱魃について、寛政7年（1795年）8月、水尾村は、溜池で旱魃を凌いでいたが、土が溜って池の浚いの必要が生じた。そこで、旱魃で池の水が干上がっていることを利用して、組合で相談して普請をした。しかし、入用がかかり、旱魃で難渋しているため、入用銀を支給してもらいたいとする（【表1】No. 9）。宛先は記されていないが、古河藩に願ひ出たものと考えられる。

水害は堤に関わって、旱魃は溜池に関わって、その修繕や普請に費用がかかり、村・組合・領主で負担していたのである。

4. 近代の水旱被災地の災害対応

次に、近代の茨木市域における水旱被災地の災害対応を検討する。

明治11年（1878年）5月、鮎川村の惣代らが「水旱両患之地位」にあり、溜池の掘り立ての普請を行ったが、その費用が嵩んだため、神崎川の分流賦課金の上納について、大阪府知事に猶予を願っている（【表1】No. 22）。

また、明治16年（1883年）10月5日、水尾村の戸長らが「水旱魃両難之村方」であり、新規の井戸を掘削したが、養水の掻灌の費用が嵩むため地租額の貸し下げを大阪府知事に願っている（【表1】No. 23）。

このように、明治以降も水旱被災地では溜池や井戸の造成を行い、分流賦課金の上納猶予や地租額の貸し下げといった税負担の面で調整を願ひ出

ていたのである。

5. おわりに

以上、本稿では近世・近代の茨木市域における水旱被災地の把握と災害対応を検討してきた。

管見の限りで確認できる、近世・近代の茨木市域の水旱被災地は、主に茨木川・安威川近隣の村々であった。

水旱被災への対応について、近世は、領主への引高・破免・毛替や氏神への雨乞いの願い、賞水・井戸水・番水といった自助・相互扶助、村・組合・領主による災害時の入用金の負担を確認した。近代は、村では溜池・井戸の造成を行い、それに伴って賦課金の上納猶予や地租額の貸し下げといった税負担の面での調整を大阪府に願っていたことを確認した。

今後の課題としては、個別領主の対応としてみられた年貢の減免があげられる。本稿では引高・破免・毛替を確認したが、どのような事態になった際にそれぞれの対応が行われるのか。それぞれの対応を行う基準があるのかを厳密に考察できていない。水旱被災時の年貢減免の事例を蓄積し、近代における対応も意識して今後追究していきたい。

参考文献（五十音順）

- 茨木市史編さん委員会 2016a 『新修茨木市史 第二巻通史Ⅱ』茨木市
- 茨木市史編さん委員会 2016b 『新修茨木市史 第三巻通史Ⅲ』茨木市
- 茨木市史編さん委員会 2009 『新修茨木市史 第五巻史料編近世』茨木市
- 茨木市史編さん委員会 2011 『新修茨木市史 第六巻史料編近現代』茨木市
- 岡崎佑也 2020 「近世災害史研究の成果と今日的課題」『関東近世史研究』85号
- 服部敬ほか監修・川島孝ほか編 1981 『新修神安水利史料』神安土地改良区
- 日本大辞典刊行会 1998a 『日本国語大辞典 縮刷版 第四巻』小学館
- 日本大辞典刊行会 1998b 『日本国語大辞典 縮刷版 第五巻』小学館
- 日本大辞典刊行会 1998c 『日本国語大辞典 縮刷版 第六巻』小学館

日本大辞典刊行会 1998d 『日本国語大辞典 縮刷版 第八巻』小学館

水本邦彦 1987 『近世の村社会と国家』東京大学出版会

水本邦彦 1993 『近世の郷村自治と行政』東京大学出版会

村田路人 1995 『近世広域支配の研究』大阪大学出版会

表1 近世・近代の茨木市域の水旱被災地

No.	年	村名	出典
1	享保6	1721 沢良宜浜村	享保6年「明細帳 沢良宜濱村」(大阪大学所蔵高島家文書)
2	寛保3	1743 鮎川村	寛保3年「御除料摂州嶋下郡鮎川村差出明細帳」(鮎川区有文書)
3	延享元	1744 馬場村	延享元年「明細帳 馬場村」(馬場村本中村家文書)
4	延享元	1744 東蔵垣内村	延享元年「村明細帳 東蔵垣内村」(関西大学図書館所蔵文書)
5	延享3	1746 馬場村	延享3年「村明細帳 扣 馬場村」(馬場村本中村家文書)
6	宝暦4	1754 上野村	宝暦4年「明細帳(上野村)」(上野西庄田家文書)
7	宝暦10	1760 水尾村	宝暦10年「明細帳 水尾村西組」(水尾区有文書)
8	安永10	1781 水尾村	「願書写扣帳」(水尾区有文書5-15、茨木市立文化財資料館蔵)
9	寛政7	1795 水尾村	「願書控帳」(水尾区有文書)
10	文政5	1822 水尾村	「願書控帳」(水尾区有文書)
11	文政6	1823 水尾村	「願書控帳」(水尾区有文書)
12	天保12	1841 奈良村	天保12年「奈良村明細帳」(奈良財産区会文書)
13	天保14	1843 上野村	天保14年「村方明細書上帳 上野村」(上野西庄田家文書)
14	天保14	1843 茨木村	天保14年「明細帳 茨木村」(茨木神社文書)
15	安政2	1855 内瀬村	安政2年「御触書之扣」(関西大学図書館所蔵)
16	慶応元	1865 橋之内村	慶応元年「村役書上帳(橋之内村)」(小林伊一家文書)
17	慶応4	1868 橋之内村	慶応4年「摂州嶋下郡橋之内村明細帳」(小林伊一家文書)
18	明治5	1872 鮎川村	明治5年「明細帳(鮎川村)」(鮎川区有文書)
19	明治5	1872 橋之内村	明治5年「摂州国嶋下郡橋之内村明細帳」(小林伊一家文書)
20	明治5	1872 水尾村	明治5年「村明細帳 水尾村西組」(水尾区有文書)
21	明治5	1872 中城村	明治5年「村方明細(中城村)」(関西大学図書館所蔵文書)
22	明治11	1878 鮎川村	明治11年「御願」(鮎川区有文書)
23	明治16	1883 水尾村	明治16・17年「諸願届伺控簿」(水尾区有文書)

収録書:No.9・10・11・15は『新修神安水利史料』神安土地改良区、1981年)、No.1・3・5・6・7・12は『新修茨木市史 第五巻 史料編近世』(茨木市、2009年)、No.2・4・13・14・16・17・18・19・20・21は『新修茨木市史 史料集14 村明細帳』(茨木市、2010年)、No.22・23は『新修茨木市史 第六巻史料編近現代』(茨木市、2011年)に収録分を使用

註:史料で「水旱」「水損・旱損」等、水害・旱魃の両方の被害を受けていたことが確認できる村をまとめている。